

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	スポーツ振興課
評 価 対 象 期 間	平成29年4月1日 ~ 令和2年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市球技場
	所 在 地	八代市新港町3-1
	設置目的	各競技種目の利用促進及び協議の普及・振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。
指定管理者	名 称	NPO法人八代市体育協会
	所 在 地	八代市緑町11-1
指定管理業務の内容	(1) 運営に関すること (2) 施設の利用に関すること (3) 施設及び設備の維持管理、修繕に関すること	
指 定 期 間	平成29年4月1日 ~ 令和4年3月31日	5年

II 利用状況

	令和元年度 (評価対象期間の最終年度)	平成29年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開 館 日 数	0	363	▲ 363
施設利用者数	0	3143	▲ 3,143
施設稼働率	0.0%	99.5%	▲ 1
事業参加者数	0	0	0

III 収支状況 (評価対象期間全体) ※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	効果額	備 考
収 入	14,640,900	14,651,799	10,899	
指定管理料	14,514,000	14,558,796	44,796	
利用料金	110,900	84,830	-26,070	
その他(事業収入他)	16,000	8,173	-7,827	
支 出	14,439,000	13,882,146	556,854	
人件費	0	0	0	
修繕費	100,000	16,200	83,800	
備品購入費	0	0	0	
光熱水費	303,000	320,044	-17,044	
その他(管理経費他)	14,036,000	13,545,902	490,098	
収 支	201,900	769,653	567,753	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	35		28
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	20	4	16
①休場日・利用時間の運用状況			
②接客・服装等の接遇			
③利用者数の状況			
④自主事業の実施状況			
⑤ホームページ等を活用した広報活動等の状況			
(2) 利用者満足度	15	4	12
①アンケート調査の結果			
②苦情対応			
③利用者への情報発信			
[評価の理由] 休館日・利用時間等については、条例を遵守している。各種大会が行われる際は、主催者と打合せを密に行い、円滑な大会運営が行われた。また、利用者に分かりやすいようホームページ等を作成し、情報発信に寄与した。			
2 管理経費縮減に関する取組み	20		14
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	15	4	12
①経費削減の取組み			
②省エネルギー及び環境に配慮した取組み			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	2	2
①収支状況			
[評価の理由] 日常業務の中で職員へのコスト意識を徹底させるとともに、経費削減に努めた。また、収支状況は芝の傷み具合が激しく平成30年度途中から利用停止したため減少した。			
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	20		16
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	10	4	8
①適切な人員配置について			
②施設の職員について			
③勤務者の教育・研修について			
④施設・設備・備品の管理（点検や修繕）			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	8
①緊急事態の対応（準備）			
②安全対策の取組について			
③個人情報の保護			
④文章の整理保存			
[評価の理由] 施設に精通した職員を配置し、定期的な施設の点検を実施し、適切な維持管理に努めた。緊急時の管理体制及び安全対策については、迅速かつ適切な対応がとれるように最新の連絡網を作成した。			

4	その他の取組み	25		20
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
	①地域及び各種団体との連携	15	4	12
	②他の市民利用施設との連携			
	(2) 地域雇用への配慮			
	①市民採用・再雇用	10	4	8
	②地元業者への発注			
	[評価の理由] 施設利用制限中は各種利用団体と連絡を密にし、トラブルもなかった。また、地元で可能な業務及び修繕等は、地元業者を優先し発注を行った。			
合 計		100		78

【総合評価結果】

合計得点	78	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル (乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク(A～E)を決定する。